

【別添】

再送信同意に係る山陰ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：山陰ケーブルビジョン株式会社（島根県松江市）

代表者：代表取締役社長 石原 恵行

住 所：島根県松江市学園1丁目2番27号

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

島根県松江市の一部（別紙のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成18年3月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

意見の対立点	テレビせとうち（株）の主張	山陰ケーブルビジョン（株）の主張
県域免許制度	①県域放送事業者であるため、放送エリア以外の視聴者からの苦情に責任が持てない。 ②災害情報、告知が放送エリア外に放送されると問題がでる。	①テレビせとうち（株）の再送信は加入者より要望があるし、都市部との情報格差是正のため必要である。 ②今まで災害情報などによるクレームはないし、加入者が個々に判断すべきこと。
著作権	洋画やスポーツ中継などの著作権処理が問題。	日本ケーブルテレビ連盟を窓口 to 権利処理を行っているが、それ以外で新しいルールが出来れば従う。
CMスポンサー	地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。	視聴世帯の拡大はスポンサーにとってメリットである。 現実にはテレビせとうち（株）のCM営業パンフレットに放送エリアとして区域外エリアが掲載されているのではないか。
協議の期間	①大分の大臣裁定の結果と長野の動きを見てから判断したい。 ②引き続き協議を継続したい。	①大分の裁定が出たとしても同意が得られる保障がない。 ②同意が得られる見通しが無い以上、法令遵守のためにはこれ以上協議を延長できない。

以上

別紙

島根県 松江市	<p>殿町、母衣町、末次本町、東本町一丁目～五丁目、向島町、米子町、南田町、北田町、大輪町、石橋町、北堀町、奥谷町、内中原町、外中原町、中原町、末次町、芋町、片原町、西茶町、東茶町、千鳥町、砂子町、堂形町、南平台、国屋町、黒田町、比津町、比津が丘一丁目～五丁目、うぐいす台、西法吉町、法吉町、湫北台、春日町、東奥谷町、菅田町、学園一丁目～二丁目、西川津町、学園南一丁目～二丁目、上東川津町、下東川津町、北陵町、西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町、西持田町、東持田町、川原町、坂本町、福原町、上宇部尾町、新庄町、上本庄町、本庄町、邑生町、枕木町、野原町、長海町、手角町、東生馬町、西生馬町、上佐陀町、下佐陀町、薦津町、浜佐田町、西浜佐陀町、古志町、西谷町、荘成町、古曾志町、打出町、東長江町、西長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、上大野町、魚瀬町</p> <p>白潟本町、八軒屋町、和多見町、寺町、魚町、灘町、天神町、伊勢宮町、御手船場町、朝日町、大正町、東朝日町、津田町、新雑賀町、雑賀町、本郷町、豎町、横浜町、幸町、新町、松尾町、栄町、袖師町、西津田一丁目～十丁目、東津田町、古志原一丁目～七丁目、矢田町、青葉台、竹矢町、意宇町、馬潟町、八幡町、富士見町、上乃木一丁目～十丁目、浜乃木町、浜乃木一丁目～八丁目、嫁島町、西嫁島一丁目～三丁目、乃白町、乃木福富町、八雲台一丁目～二丁目、一の谷町、大庭町、山代町、大草町、佐草町、西忌部町、東忌部町、平成町、田和山町、宍道町、玉湯町、八雲町及び島根町の各全域</p>
------------	---